

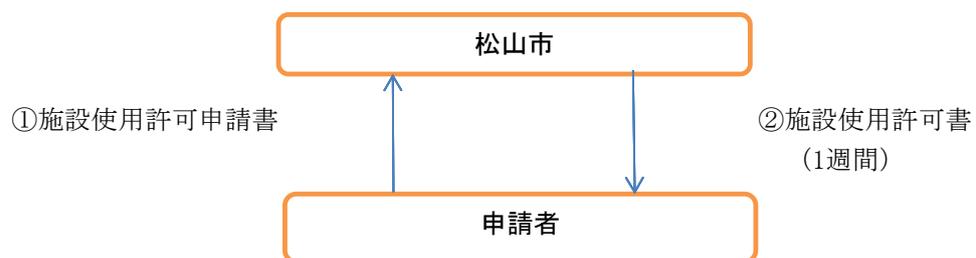
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	施設使用の許可	
処 分 の 概 要	申請に対し承認した場合、許可書を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市農村公園条例(平成16年条例第96号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判 断 基 準	松山市農村公園条例第6条に該当しないものを基準とする。	
【根拠法令等】	松山市農村公園条例	
	<p>第3条 農村公園において次の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 展示会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、農村公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6) 農村公園に車両等を乗り入れ、又は駐車すること。</p> <p>2 市長は、前項の許可をするときは、農村公園の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農村公園の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を毀き損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が農村公園の管理上支障があると認めたとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、使用許可決定の予定日を申請者にお知らせする。